

一般社団法人 日本パラフェンシング協会  
利益相反規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために、定常的な業務を遂行するに当たり、ガバナンスの観点から利益相反に相当する行為を防止し、適切な決裁を行うための規範を定めることを目的とする。

(利益相反行為の定義)

第2条 利益相反行為とは、当協会の理事及び役職員が個人的に関わる会社や団体などに、対価が発生する業務などを発注したり、それらの会社や団体から当協会として物品やサービスなどの購入を行ったりすることを言う。

(利益相反行為の不可)

第3条 利益相反行為は不可とする。但し以下の例外を除く：

- ① 他に品質、納期、価格などで合理的に競争し得る会社や個人がいないと事前に理事会が認定した場合
- ② 事前に役職員から提出された契約書案、発注書案などの要旨が社員総会で承認された場合

(規程違反の場合の措置)

第4条 本規程に違反した場合は当協会の倫理規定及び倫理委員会規程に従って処置を行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。